

TopLot

目次

⌘ オークションへのご参加方法	_____	P 4 ~ 5
⌘ オークション Lot. 1 ~ Lot. 7	_____	P 8 ~ 25
⌘ 規約	_____	P 26 ~ 30

Schedule

スケジュール

⌘ オークション：2021年10月16日（土）16：00～

⌘ 下見会：2021年10月14日（木）15：00～18：00

10月15日（金）10：00～18：00

10月16日（土）10：00～13：00

⌘ 会場：東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス
〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階

オークション会場・下見会場



■ オークションに関するお問い合わせは：TEL 03-6264-7105 info@toplot.jp

東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階

- 東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」直結・徒歩1分（12番出口）
- 東京メトロ 丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」徒歩4分（A12出口）
- 都営地下鉄 三田線「内幸町駅」徒歩6分（A3出口）
- 東京メトロ 日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」徒歩6分（地下通路直結）
- JR 京浜東北線・根岸線・山手線・東海道線「新橋駅」徒歩10分（日比谷口SL広場より）

◇ オークションへのご参加方法

オークションは、本カタログ巻末に掲載しております「オークション規約」に基づき開催されます。下記の注意事項をご理解の上、ご参加ください。

ご登録手続き

オークションへのご参加には、事前に弊社へのご登録が必要です（初回のみ）。「新規登録申込書」へのご記入と、本人確認書類（個人の場合はコピー、法人の場合は原本）をご用意ください。

個人：運転免許証・各種健康保険被保険者証などのコピー

法人：印鑑証明書・登記簿謄本など

◇落札された商品のキャンセル・交換・割引はいかなる場合でもお受けいたしかねます。

下見会

全ての出品作品を展示いたします。作品のコンディションや付属品をご確認いただけます。

日時：2021年10月14日（木）15：00～18：00

10月15日（金）10：00～18：00

10月16日（土）10：00～13：00

場所：東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

東京虎ノ門グローバルスクエア4階

オークション

オークションはカタログ記載の順に進めてまいります。入札（ビッド）の方法は4通りございます。

◆オークション会場へご来場

会場受付にてパドル（番号札）をお渡しいたしますので、入場券（または本人確認書類）のご提示をお願いいたします。

会場前方のオークシヨニア（競売人）が金額を競り上げますので、落札を希望される場合はパドルをオークシヨニアに見えるよう挙げてください。

競り上げる幅は、通常5～10%程度です。

◆書面での入札

本カタログ巻末の「書面買受申出書」に必要事項をご記入いただき、メールまたはファックスにてオークション開催日前々日までに弊社へ到着するようにお送りください。

ご記入いただく「最高限度額」までの金額で、代理でオークションに参加いたします。



◆ライブビッド

当日、インターネットを通じてリアルタイムでライブビッド画面よりご入札いただく方法です。
当社サイト (<https://bid.toplot.jp/>) より事前にご登録とライブビッドのお申し込みをお願いします。

オークションへの参加がより簡単になる「Top Lotアプリ」もご利用ください。
スマホからライブビッド画面でご入札いただけます。AndroidとiOSに対応しています。



◆電話での入札

本カタログ巻末の「書面買受申出書」に必要事項をご記入いただき、メールまたはファックスにてオークション開催日前々日までに弊社へ到着するようにお送りください。

なお、電話回線と担当者には限りがございますので、電話でのご入札を承りかねることがございますのでご了承ください。

お支払い

オークション開催日から10営業日以内に日本円にて銀行送金でお支払いください。

お支払金額はハンマープライスに落札手数料および落札手数料に対する消費税を加算した金額になります。

落札手数料はハンマープライスの13.2%（税込）でございます。

例：ハンマープライスが1,000万円の場合

ハンマープライス	10,000,000円
落札手数料	1,320,000円
お支払金額合計	11,320,000円

本オークションのお支払期限は2021年10月29日（金）です。

お引き渡し

ご入金確認の後、お引渡しが可能になります。

ご配送はお支払総額のご入金の後にご手配いたします。

1. ピエール＝オーギュスト・ルノワール (1841-1919) **Pierre-Auguste RENOIR**

FEMME NUE DEBOUT

キャンバス・油彩 右上にサイン

Wildenstein Institute によって準備中のカタログレゾネに掲載予定
21.9 × 16.0 cm

FEMME NUE DEBOUT

oil on canvas signed upper right

To be included in the forthcoming Renoir Catalogue Critique being prepared by the Wildenstein Institute from the François Doulté, Durand-Ruel, Venturi, Volland and Wildenstein archives
21.9 × 16.0 cm

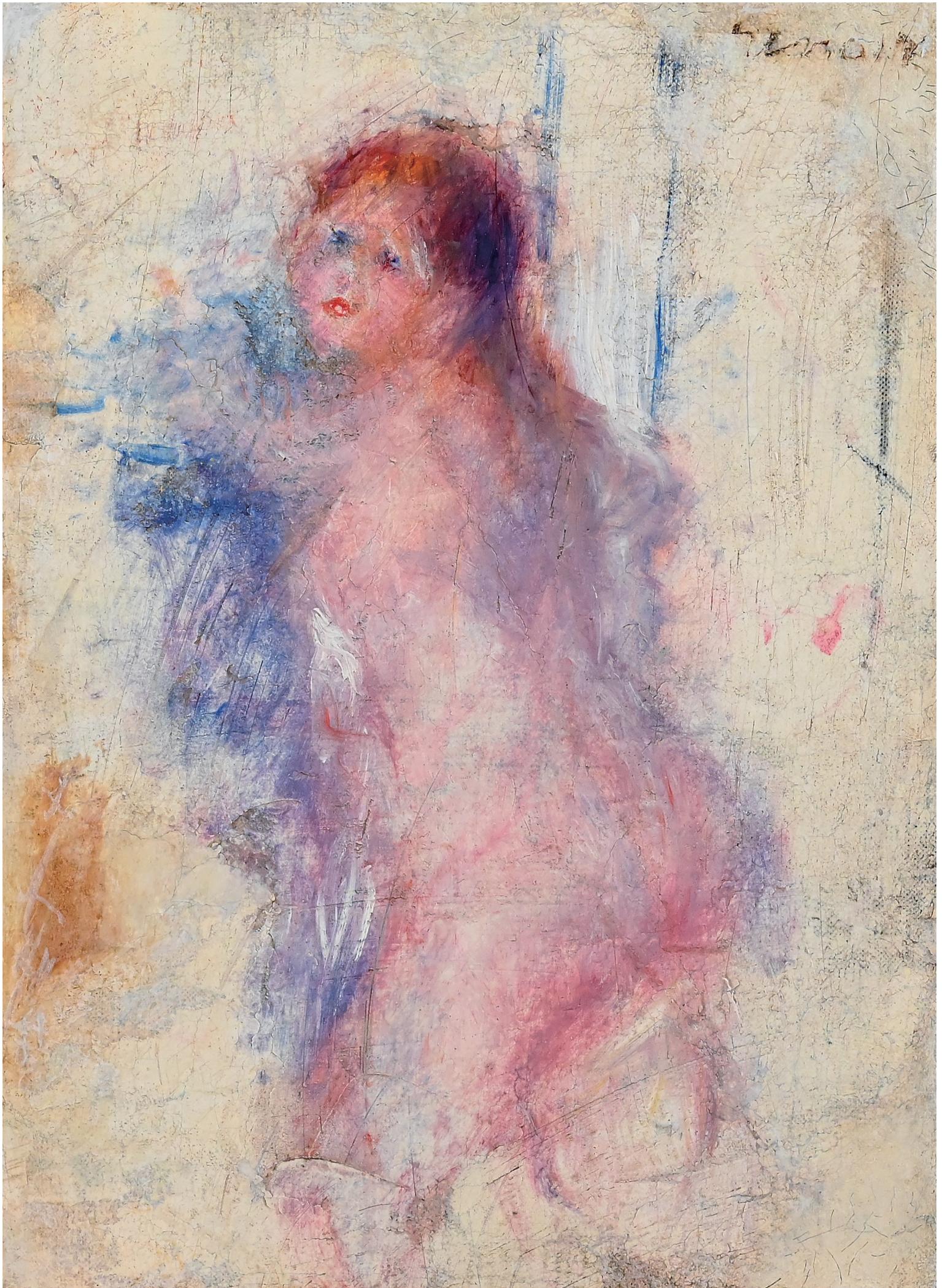
¥8,000,000-15,000,000

神話や宗教・歴史をモチーフにした、伝統的でアカデミックな作品が主流であったサロンにおける評価が得られず、苦しい下積み時代を過ごしていたルノワール・モネ・ピサロ・シスレーら若き画家たちは、1874年、後に歴史的な展覧会となる「第1回印象派展」を開催した。印象派の大きなテーマは、光の変化をいかに表現するかという事であった。絵具を混ぜることなく細かいタッチで描く「分割筆触」という画期的な技法を開発し、それを駆使して戸外で制作を行うなど、自分の目に映った印象をそのまま表現しようとしたその芸術は従来の常識を打破する、全く自由で新しいものであった。

近代の美術史上最大の革命を起こした印象派であったが、当初は世間から受け入れられず酷評される。ルノワールは1877年の第3回印象派展に出品した「ムーラン・ド・ラ・ギャレット (オルセー美術館蔵)」が評価されるが、経済的な事情もあって再度サロンに挑戦する。そして1879年の「シャルパンティエ夫人とその子どもたち (メトロポリタン美術館蔵)」がサロンで初めて高い評価を受け、ようやく画家としての地位を確立するに至った。その後1880年代に入ると、イタリア旅行で目にした古代ローマ

やルネサンスの絵画に影響を受けて印象派から離れ、古典主義的な作風へと傾倒する。正確なデッサンや安定した構図による厳格な様式を追求した時代を経て、1890年にはサロンから引退、印象派の明るい色彩と柔らかい筆致に古典的なエッセンスを取り入れた独自の様式に到達する。その後1897年にはパリを離れ南仏カーニュへ移住。晩年はリウマチで絵筆を握ることもできなくなったが、手に筆を縛り付けて描き、1919年に亡くなるまで精力的に制作を続けた。

風景画を描くことが多かった印象派の中で、ルノワールは裸婦を重要なモチーフとして多く描いた。本作の制作年代は不明だが、躍動感のある素早いタッチと腰から大腿部にかけての大胆な曲線によって、丸みを帯びた女性らしい柔らかなフォルムが描き出されている。また、裸婦の透き通るような肌は、背景の白と一体化するかのように、幻想的とも言える雰囲気表現されている。ボリューム感に溢れた、はち切れんばかりの豊満な女性の肉体に自己の理想的な美を見出し、その表現を追求したルノワールの描く裸婦は、どこまでも生命力に満ち、眩しい輝きを放っている。





2. ベルナール・ビュッフエ (1928-1999)

Les Deux Rascasses 1949年作

キャンバス・油彩 右上にサイン・年代 Céline Lévy 鑑定証付き 75.0 × 153.0 cm

Bernard BUFFET *Les Deux Rascasses* painted in 1949

oil on canvas signed and dated upper right with certificate by Céline Lévy 75.0 × 153.0 cm

¥10,000,000-20,000,000

ナチス・ドイツ占領下の1943年にパリで美術を学び、翌年国立高等美術学校に入学するも、母の死により退学を余儀なくされる。戦後間もない1947年、画家としての本格的かつ鮮烈なスタートを切る。アンデパンダン展やサロン・ドートンヌに出品し、初個展でもその才能が認められて、1点が国家買い上げとなる。1948年には、新人画家の登竜門と言われパリで最も権威のある「第1回クリティック賞(批評家賞)」を弱冠20歳で受賞し、一躍脚光を浴びる。以降世界各地で個展を開催し、若くして画家としての名声を得て時代の寵児となった。1958年、パリのシャルバンティエ画廊で大規模な個展を開催。同年の結婚を境に色彩が豊かになり、多彩なモチーフを手掛けるようになるなど、画風に変化が現れる。その後1971年にはレジオン・ドヌール勲章を受章。1973年には静岡県にベルナール・ビュッフエ美術館が開館する。



50年以上におよぶその画業の中で、特に芸術的評価が高いのが、本作を含む1950年代半ばまでのいわゆる「グレーの時代」である。

大戦の惨禍はあらゆる価値観を根底から覆し、美術の世界も否応なしに大きな影響を受けることとなった。世界中で様々な新しい表現が発生する中、アンフォルメル運動がパリを席卷していく。「抽象絵画」全盛の時代に、ビュッフェは「具象絵画」の旗手として、戦後の人々の不安感や虚無感を描き出した。

ビュッフェは、『絵画作品はすべて抽象である』と語ったという。画面に描かれたものの表面ではなく、その奥にあるものを感じ取って欲しいということなのだろうか。卓上に置かれた魚や器のモノトーンに近い色彩と、縦横に走る鋭い描線は、画面に緊張感を与え、潤いのない乾いた空気を伝える。それは生命への渴望を逆説的に表現したものなのかもしれない。

悲しみや苦悩といった人間の内面に迫り、戦後の時代の空気を鋭く描き出したビュッフェの作品は、当時の若者に絶大なる支持を受け、思想的な支柱となっていたサルトルの実存主義やカミュの不条理の哲学と関連させて語られることが多い。抗う事の出来ない歴史の大きな流れの中で、現実を直視し、生の意味を問い、いかに生きるかを考える姿勢は共通するものである。そしてそれは、戦後既に75年を経た現代にあってもなお、圧倒的な存在感を放つ。

ポーランド南部のクラクフに生まれる。美術学校卒業後の1910年、19歳でパリに出てピカソやブラックらと交流する。1913年にモンパルナスに移り住み、モディリアーニや藤田嗣治とも親交を結ぶ。1915年には第一次世界大戦に義勇兵として従軍し、その功績によりフランス国籍が認められた。

第一次大戦が終結し、「狂騒の時代」を迎えたパリで、キスリングは1919年に初個展を開き高い評価を受ける。続く1920年代には、鮮やかな色彩と哀愁漂う作風が人気を博し、エコール・ド・パリの中心的な存在として最も早く成功を取めた。「モンパルナスの貴公子」と呼ばれ、その陽気でおおらかな性格で仲間からも慕われたという。1933年にはレジオン・ドヌール勲章を受章。第二次大戦時にはドイツによるユダヤ人迫害を避け1940年アメリカに亡命したが、戦後帰国し、南仏で制作を続けた。

初期には印象派やキュビズム、フォービズムの影響が見られる作品もあるが、その後イタリアやフランドルなど古典絵画を積極的に学んでその要素を取り入れ、独自のスタイルを確立していった。主に女性像や花をモチーフとし、丁寧な筆致による洗練された写実をベースとしながらも、フォルムを単純化し、透明感溢れる色彩で華麗に描いた。

本作は花瓶にぎっしりと活けられた色とりどりの花が、鮮やかな色彩で華やかに描かれている。キスリングは生涯に多数の花を描いているが、その殆どは花台以外描かず、背景を暗色系の色面が覆い、あるいは花の周囲に陰影を施すなどして、花が浮き出るように描かれている。それに対して、本作のように明るい背景に窓やカーテンなどが描きこまれているものは少ない。背景の薄いブルーやピンクといった柔らかな色と、花びらの赤・黄・紫との対比が見事で、色のバランスが計算し尽くされていることが窺える。また、背景を斜めに走る青いラインとカーテンによって安定した構図が作られている。

静謐で優雅でありながらも、どこか哀愁や官能的な雰囲気を感じさせるキスリング独自の画世界。それはユダヤ人として生まれ、パリで生きる異邦人としての憂いももたらすものであろうか。しかしながら本作には、生命の喜びを、明るくそして素直に表現する、キスリングのもう一つの側面が存在する。

3. キスリング (1891-1933)

Bouquet de fleurs 1928年頃作

キャンバス・油彩 左下にサイン

Jean Kisling と Marc Ottavi によって準備中のカタログレゾネに掲載予定
73.0 × 54.2 cm

KISLING *Bouquet de fleurs* painted in c1928

oil on canvas signed lower left

will be reproduced in 《Volume IV et Additifs aux Tomes I, II et III》 of the Catalogue Raisonné of the work of Moïse Kisling, currently being prepared by Marc Ottavi

73.0 × 54.2 cm

¥15,000,000-30,000,000



Hilting

父親を知らず、息子を顧みない自由奔放な母親の愛情に飢えて育ったユトリロは、常に落ち着きのない、気難しい子供だった。学校にもなじみず、仕事に就いても長続きしなかった。精神的な安定を得ることは難しく、孤独を紛らわすように若くして酒に溺れていった。アルコール依存症による発作や暴力が頻繁になったため20歳の時に入院し、退院後は医者のお勧めにより本格的に絵を描き始めた。

母ヴァラドンは1909年、21歳年下の画家アンドレ・ユッテルと恋に落ちる。(あろうことかユッテルはユトリロの3歳年下の友人で、一緒に絵を描いていた)1910年に夫ムジスと別居、翌年には離婚が成立する。そして1914年にはユッテルと再婚した。ユトリロはヴァラドンの離婚と再婚により、義父ムジスによる経済的な援助・母の愛情・ユッテルとの友情を同時に失う事となった。ヴァラドンとユッテルにとって邪魔な存在となったユトリロは、再びアルコールに溺れるようになり、入退院を繰り返した。しかし飲酒と問題行動を繰り返しながらも、ユトリロの作品は次第に高い評価を得るようになる。多くの画商が作品を取り扱うようになり、高値で取引されるようになったのである。

本作は、心を病み、入退院を繰り返しながらパリの街並みを描いた「白の時代」に続く「色彩の時代」のものである。治療のため絵を描いたことによる効果か、束の間の回復の兆しか、心身ともに安定した良好な状態すら伺わせる。この頃はユトリロの才能が世間から認められ、その人気が大きく高まり名声を得た時期でもある。

荘厳な雰囲気を湛える大聖堂の堂々たる姿が、真っ直ぐで明確な輪郭線で描かれている。明るく、温かみのある鮮やかな色彩が印象的で、特に青い空と白い雲、緑の木々が際立って目を引く。どこまでも高い空の広がり、そこに届こうとするかのようにどっしりと立つ大聖堂の姿を、大きなスケールで開放的に描いており、メランコリックで哀愁漂う「白の時代」の物悲しい作風からは劇的な変化を遂げている。

4. モーリス・ユトリロ (1883-1955)

ムーランの大聖堂 1922年7月作

キャンバス・油彩 左下にサイン・年代

Gilbert Petrides 鑑定証書付き

Paul Petrides, L'œuvre complet de MAURICE UTRILLO, Vol II No.988

没後50年モーリス・ユトリロ展 (2005~2006年 日本橋高島屋他) No.30

モーリス・ユトリロ 『モンマルトルの詩情』 (2007年 三鷹市美術ギャラリー他) No.31

124.0 × 77.0 cm

Maurice UTRILLO *Cathédrale de Moulins* painted in July 1922

oil on canvas signed and dated lower left

with certificate by Gilbert Petrides

Paul Petrides, L'oeuvre complet de MAURICE UTRILLO, Vol II No.988

The 50th Anniversary of Maurice Utrillo's Death (2005-2006, Nihonbashi Takashimaya, etc.) No.30

Maurice Utrillo - Poetry of Montmartre (2007, Mitaka City Art Gallery, etc.) No.31

124.0 × 77.0 cm

¥25,000,000-35,000,000



5. レオナルド・フジタ (1886-1968)

花を持つ少女 1950年作

キャンバス・油彩 右下にサイン・年代 裏に署名・タイトル (ENFANT DE LA VILLAGE)、裏木枠に署名・年代
東京美術倶楽部鑑定委員会鑑定証書付き
Sylvie Buisson, LÉONARD-TSUGUHARU FOUJITA (ACR Édition) Vol 2, No.50.129
22.0 × 16.0 cm

Léonard Tsuguharu FOUJITA *Fillette à la fleur* painted in 1950

oil on canvas
signed and dated lower right, signed and titled (ENFANT DE LA VILLAGE) on the verso, signed and dated on the stretcher
with Tokyo Bijutsu Club Certificate
Sylvie Buisson, LÉONARD-TSUGUHARU FOUJITA (ACR Édition) Vol 2, No.50.129
22.0 × 16.0 cm

¥30,000,000-45,000,000

1920年代、エコール・ド・パリの中心画家として一世を風靡したフジタは、1929年、展覧会開催のために凱旋帰国する。以降、第二次大戦を経て1949年に日本を出国するまで、まさに歴史に翻弄された20年間を過ごす。

祖国のため、戦意高揚のため、従軍画家として戦争記録画の制作に邁進したフジタは、国民から絶大な支持を受ける。しかし終戦後は一転、軍部への協力者として画壇から批判・追及され、その責任をただ一人負わされることとなる。そして失意のうちに「絵かきは絵だけ描いてください。仲間げんかはしないでください。日本画壇は早く世界的水準になってください」という有名な言葉を残して、1949年アメリカに向かう。ニューヨークでは制作に打ち込み、「カフェ」「古い老女」などの代表作を生み出し、開催した個展は成功を収める。そして、ついに1950年2月、ようやく念願のパリに戻る。

しかし、永住する覚悟で帰ってきたパリは、20年のうちにフジタの知るパリとは大きく様変わりしてしまっていた。日本同様に未だ戦争の傷跡が残り、出迎えた記者たちは傷心のフジタに対して戦争責任についての質問を浴びせかけた。かつてのエコール・ド・パリの仲間たちはこの世を去り、あるいは移住してしまっていた。また、新たな芸術の潮流としてアンフォルメルが美術界を席卷していた。

心の傷や疎外感を癒すかのように、フジタはパリの街並みや子供たちを数多く描いた。特に子供たちを描いた作品は、戦後のフジタを代表するモチーフとなった。

本作は1950年作、その最も早い時期のものである。古き良き時代のパリを思わせる建物を背景に、花を持つ少女の姿が描かれている。卵型の丸みを帯びた顔に大きな眼、花を持つ細い指—少女に向けるフジタの温かい眼差しを感じさせる。しかし、フジタの子供の絵にはモデルが実在しない。それは想像の中の子供であった。子宝に恵まれなかったフジタは、描かれた子供たちが自分の息子であり娘であると語っている。純粹で傷つきやすい存在ではあるが、明るい未来を託す存在として、あるいは自由と希望の象徴として、繊細さを感じさせる表情を見せる「我が子」たちを愛情をもって描き出している。



6. 岸田 劉生 (1891-1929)

弟辰弥の像 1913年6月19日作

キャンバス・油彩 左上にサイン・年代「19.June.1913 R.Kishida」裏および裏板に署名・タイトル「弟の肖像 其一 岸田劉生の会登録証書付き

展覧会

第一回生活社主催油絵展覧会 (1913年 神田 ヴェナス倶楽部) 「弟の肖像 其一」
白樺十周年記念主催 岸田劉生個人展覧會 (1919年 京橋 日本電報通信社他) 「弟之顔」

文献

「劉生画集及藝術観」(1920年 聚英閣) 作品年表「弟の肖像」
「劉生畫集 第一輯」(1948年 建設社) 図版2「弟の肖像」
「岸田劉生」角川写真文庫15巻(1955年 角川書店) 図版6頁
「岸田劉生画集 没後五十年記念」(1980年 岩波書店) 参考18
「郡山市立美術館研究紀要第二号 岸信夫作成『岸田劉生の作品に関する私ノート』1907-1914」(2001年 郡山市立美術館) P45 No.58
41.0 × 31.9 cm

Riusei KISHIDA *Portrait of my brother Tatsuya* painted in June 19, 1913

oil on canvas signed and dated "19.June.1913 R.KISHIDA" on the upper left, signed and titled "Portrait of my brother, part 1 Kishida" on the verso and the board on the back
with Riusei no Kai certificate

Exhibition

The first oil painting exhibition organized by Seikatsusha (1913 Kanda Voinas Club), "Portrait of my brother, part 1 Riusei"
Kishida's private exhibition organized by Shirakaba 10th Anniversary (1919 Kyobashi Nippon telegraph and Telephone Company, etc.)
"Portrait of my brother"

Literature

"Riusei's Collection of Paintings and Views of the Arts" (1920 Juei Pavilion) Chronological Table of Works "Portrait of My Brother"
"Riusei's Collection of Painting Part 1" (1948 Kensetsu-sha 1948), Illustration 2: "Portrait of My Brother"
"Kishida Riusei" Kadokawa Photo Collection, Vol.15 (1955 Kadokawa Shoten) p.6
"Kishida Riusei: Fiftieth Anniversary of His Death" (1980 Iwanami Shoten), reference 18
"Koriyama City Museum of Art Research Bulletin No.2: My Notes on the Works of Kishida Riusei," by Nobuo Kishi.
1907-1914" (2001 Koriyama City Museum of Art) p.45, No.58
41.0 × 31.9 cm

¥25,000,000-40,000,000

1891 (明治24) 年、東京・銀座に生まれる。キリスト教の牧師を志したが、17歳で画家を志望し、白馬会葵橋洋画研究所で黒田清輝に学ぶ。20歳の頃、柳宗悦・武者小路実篤ら白樺派の同人たちと親交を結ぶ中でゴッホやセザンヌを知り、大きな影響を受ける。その後独自の写実表現を追求し、38年という短い生涯の中で「道路と土手と塀 (切通之写生)」(重要文化財・東京国立近代美術館) や「麗子微笑」(重要文化財・東京国立博物館) を始め、日本近代美術史に残る傑作を多数生んだ。

劉生は1913年から14年にかけて、多くの肖像画や自画像を集中的に制作した。家族や訪れる友人たちをつかまえては次々とその肖像画を描き、「岸田の首狩り」の異名を取った。1〜2時間で仕上げることもあったという。本作のモデルは劉生のすぐ下の弟、岸田辰弥 (辰彌) (1892〜1944年 ※1) である。劉生と辰弥は、大勢の兄弟の中で年が近いいためか仲が良く、劉生は最晩年にも辰弥の肖像画を残している。(「岸田辰弥之像」1929年 久万町立美術館)

この時期の劉生は画家としても、また彼の短い人生においても非常に重要な時期にあったと言ってよいだろう。「白樺」の紹介するゴッホやセザンヌらの作品から「第二の誕生」というほどの衝撃を受け、感動のあまり涙を流した劉生は、1912年、初の個展を開催し、斎藤与里・高村光太郎・萬鐵五郎らとフェウザン会を結成、10月に第1回展を開催する。また、この展覧会を見て感銘を受けた小林蓁と知り合い、交際が始まる。1913年3月、第2回フェウザン会展に19点を出品、7月には蓁と結婚。翌1914年には娘・麗子が誕生する。

本作は1913年6月19日作。同年10月、高村光太郎・木村荘八・岡本帰一と4人で開催した「第1回生活社主催油絵展覧会」(神田・ヴェナス倶楽部) に出品された。劉生はこの展覧会に53点を出品しているが、そのうちの実に38点が自画像や肖像画である。50点の作品に値段がつけられているが、本作品を含む3点は非売とされている。また、劉生自身が後世に残しても良いと考える作品だけを載せた自薦画集「劉生画集及藝術観」(1920年) にも本作はリストアップされており、自分でも納得できる作品であったことがわかる。

この時期の特徴でもある黄土色のバックに、やや右側に視線を向けた辰弥が、力強く大胆な筆致で画面一杯に描かれている。面長の顔と、褐色の肌に赤みを帯びた耳、固く結んだ唇が印象的である。本作と同じ6月19日に描かれた「千家元麿像」（愛媛県美術館）と比較してみると、筆のタッチをそのまま活かした「千家元麿像」に対して、本作は丹念に塗り重ねることに重点が置かれているように見える。とりわけ仲の良かった弟であれば、その性格もよく把握できていただろう。また、その時彼が置かれていた状況や、何を考えていたのかも理解していたはずだ。ポスト印象派やフォービズムの洗礼を受け、その影響が色濃い作品を制作していた劉生だが、この頃にはそれを脱して、短期間に日々そのスタイルを変えながら、対象の奥にあるものを表現すべく、独自の写実を追究し始めている。

生涯の理解者となった武者小路実篤は、この時期の劉生の絵について、「彼らしい特色は段々出て来、精神主義とも言いたいような、心を込めたものだ」「色彩よりは生命力の表現に力を入れていた」「肖像画をかくというよりは、自分の内にあるものをびたりと出す事に興味があったのだと思う」（※2）と評した。

劉生自身は、「自分が何物に勝つても人間の顔にアツトラクションを持つ事が多いのは自分の生活が人間、一 生きた人間を慕ふからだ。」「人間を慕ふ自分の魂と、人間を描きたい自分の慾求、興味との間には隙がないのだ。」「自分にとっては今一番肖像を描く事が自然なのである。」（※3）と語っている。

ゴッホやセザンヌの絵に出会い、涙を流してわずか1、2年。劉生は自らの要求に従って「近代的傾向」から離れ、時流に逆らう不安や孤独と闘いながらも、自分自身の眼と心によって「内なる美」を求めた孤高の道を歩み始めたのである。

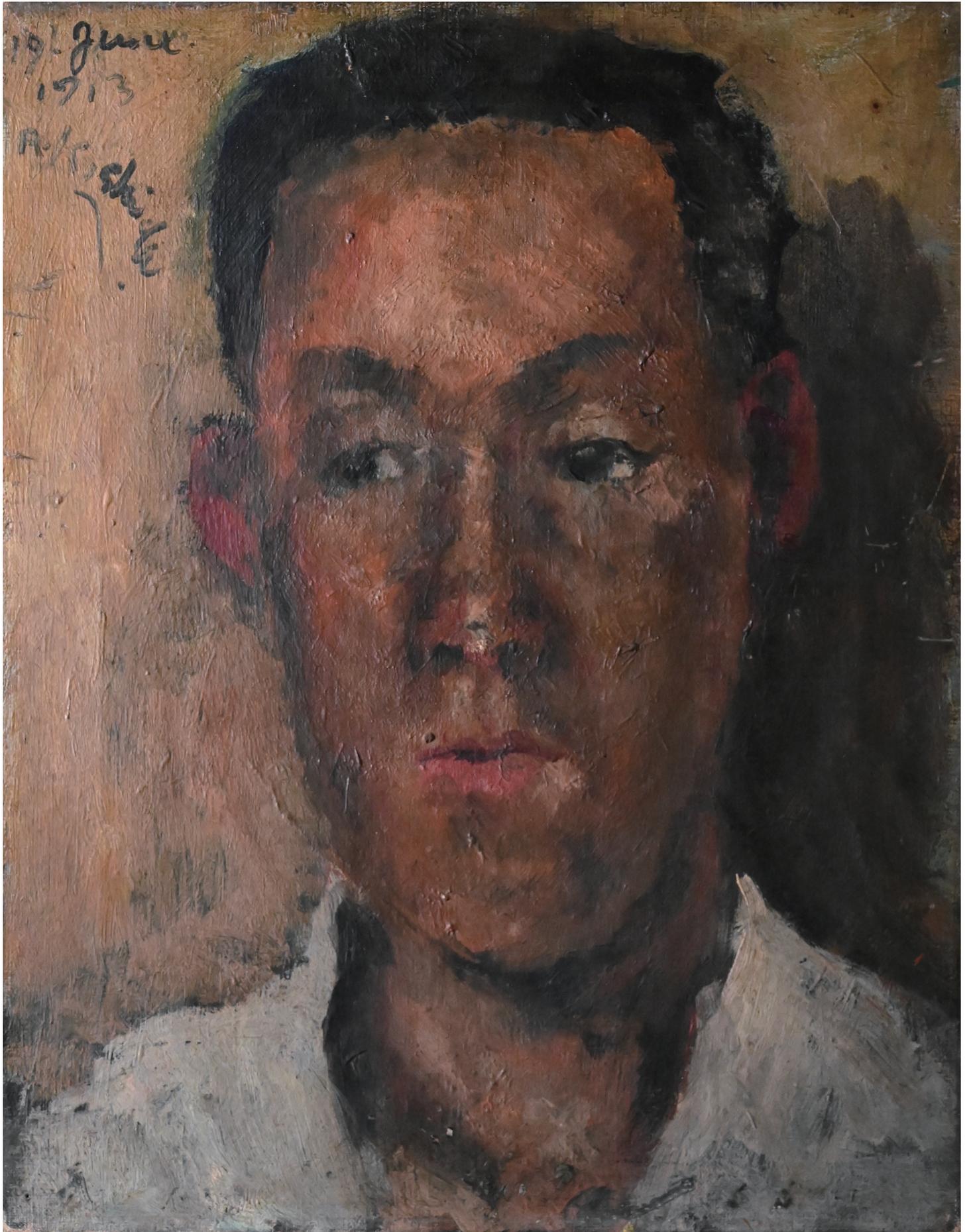
「画集及藝術観」の冒頭で劉生はこう語る。

— 新しきものは概念より生れず、「心」より生るるものこそ永遠の新鮮なり —

※1 辰弥は後に宝塚歌劇団の劇作家となり、1927年、日本最初の本格的なレビューとされる大ヒット作「モン・パリ」を発表。大階段やラインダンスなどを取り入れた現在の宝塚スタイルの基礎を作った。

※2 「劉生画集」1962年 平凡社

※3 「岸田劉生全集第1巻」1979年 岩波書店



7. 高村 光雲 (1852-1934)

天女 1929 (昭和4) 年作

木彫 底部に「高邨光雲刀」 共箱 高村達 極 H43.0cm (台座 H5.6cm)

Koun TAKAMURA *Heavenly Maiden* executed in 1929

woodcarving inscribed signature on the bottom with wooden box titled, dated, signed and sealed by the artist with certificate by Takamura Toru H43.0cm (pedestal H5.6cm)

¥25,000,000-40,000,000





江戸・下谷に生まれる。1863（文久3）年、11歳で仏師・高村東雲に入門、1874（明治7）年、東雲の姉の養子となり高村姓を名乗る。

明治維新以降の大きな変革の時代—「美術」や「彫刻」といった言葉がまだ生まれたばかりの時代、廃仏毀釈運動の影響で木彫は衰退しつつあった。仏像の需要が激減し、困窮する多くの仏師が輸出産業として奨励された象牙彫刻を手掛ける中、光雲は「木で彫るものならなんでも彫ろう」と、高い志であくまで木彫に専念した。

1877（明治10）年、第1回内国勸業博覧会に師の代作「白衣観音」を出品し、最高賞を受賞。1890（明治23）年、帝室技芸員に任ぜられ、岡倉天心の推薦により東京美術学校教授に就任。1893（明治26）年のシカゴ万国博覧会では「老猿」（重要文化財・東京国立博物館蔵）を出品し、妙技二等賞を受賞。1898（明治31）年の「西郷隆盛銅像」（上野恩賜公園）や1900（明治33）年の「楠木正成銅像」（皇居外苑）などの制作にも携わり、門下からは山崎朝雲・米原雲海・平櫛田中など多くの優れた彫刻家を輩出した。伝統的な技術に西洋の写実性を取り入れた新たな分野を開拓して木彫を再興させ、近代彫刻へと継承する重要な役割を果たした。

本作は1929（昭和4）年の作。左手に羽衣を抱え右手を挙げた天女の立像である。既に従三位に叙せられ、東京美術学校名誉教授の称号を受けた光雲は、彫刻界の重鎮として君臨する存在であった。

天女像の作例としては、1924（大正13）年、昭和天皇ご成婚の奉祝記念品として献上された「養蚕天女」（宮内庁三の丸尚蔵館蔵）があるが、仏師・高村東雲に師事し、仏像を数多く手掛けてきた光雲には極めて希少な主題である。底部に施された刻銘は、「高邨光雲刀」と刻まれている。弟子の手を加えず、光雲が最初から最後まで一人で制作した作品には「邨」の字が使われていると言われる。鳳凰の髪飾りを付けた天女の柔和で穏やかな表情や自然な体の動き、流れるような髪や衣装の質感、華やかな装飾品、背面の羽の細かい表現など、どこまでも手を抜かず作られている。「画家が実物を写生すると同じように刀や鑿をもって実物を写生した」と語る光雲の卓越した技が遺憾なく発揮された円熟味溢れる作品には、伝統を守る矜持と新たな時代の精神とが共存する。

オークション規約

株式会社Top Lot (以下「当社」という。)が行う美術品の競売(オークション)は本規約に従い行われる。当社に販売を委託する者、買い受けの申出(ビッド)をする者、当社との間で売買契約が成立した者その他関係者はこの規約を承認し、本規約に従わなければならない。但し、当社との間で別途の合意をした場合は当社とその合意をした者との間ではその合意が優先する。

第一章 商品(競売対象美術品)

(競売対象美術品)

第1条 当社は、当社に競売により販売することを委託された美術品(以下この美術品を「商品」という。)を当社の名で競売の方法により売却する。

(状態)

第2条 商品は、現状有姿のまま、販売されるものであり、当社は商品のシミ、キズその他の瑕疵、欠陥について責任を負わない。

(下見会)

第3条 当社は、競売の前に下見会を催し、商品を買受け希望者に対し展覧に供する。

- ② 買受けを希望する者は下見会において商品を見分、調査(必要があり、当社が承認する場合以外商品に触れることはできない。以下同じ。)することができるのであり、買受けの申出をする者は、瑕疵、欠陥を含む商品の状態については自己の判断、責任において買受けの申出をしなければならない。
- ③ 当社は、下見会に入場を希望する者に対し、氏名その他身分を明らかにすることを求めることができ、本人確認書類等の提示を求めることがある。当社は、当社の裁量により、理由を告げることなく、下見会への入場を拒否することができる。

(カタログ)

第4条 当社は、商品について、買受け希望者の参考に供するため、カタログを作製し、頒布する。

- ② カタログの図版は、あくまで商品の特定及び参考のためのものであり、商品の色調、形状などを正確にあらわすものではなく、状態、品質を示すものでもないものであり、カタログの図版が実物を正確にあらわさないことについて当社は一切その責任を負わない。
- ③ カタログ記載の解説、説明(作者名、題名、材質、修復、署名、サイズ、制作年度、制作場所、鑑定、来歴、文献など)は、あくまでも買受け希望者の参考に供するために記載するものである。当社は第19条に定める場合を除き、この記載の正確性、実物との相違について、一切の責任を負わない。買受けを希望する者は、下見会において現物を見分、調査し、解説、説明事項について、自らの調査、判断、責任に基づいて買受けの申込みをしなければならない。
- ④ 当社はカタログに商品の評価額を記載することができる。評価額は日本円で上限及び下限の2つを記載する(この評価額には当社の手数料及び手数料に対する消費税は含まれない。)が、この評価額は、商品の現下の市況その他に基づき当社が適切と考える価格を買受け希望者の参考のため記載するものであり、競売により実際に売買される価格は、この評価額に一切とらわれるものではなく、評価額の上限を超えることもあり、下限を下回ることもある。但し、第21条に規定する最低売却価格(公表されず、また、評価額の下限以下とは限らない。)を下回る価格では販売されない。

(カタログ記載の変更)

第5条 カタログ記載の解説、説明は、予告なく変更されることがある。この変更は、競売の会場における書面による掲示により、または、競売人が当該商品の競売に着手する直前に口頭によりなされる。変更がなされた場合は変更された内容により競売がなされたものとみなす。

第二章 競売

(登録)

- 第6条 買受けの申出をすることができる者になることを希望する者は、予め、当社に対し、住所及び氏名(法人として買受けの申出を希望する者は、法人名及び代表者名。代理人または使者(法人のために買受けの申出をする者を含む。以下同じ。))が入場する場合は本人の住所、氏名及び代理人、使者の住所、氏名)を登録し、代理人または使者の場合は本人の委任状を提出しなければならない(但し、代理人または使者の場合は第8条第5項の定めるところによる。)。登録は、予め当社に対してなされるものとする。
- ② 当社は、登録希望者に対し、本人確認書類の提示等を求める。
 - ③ 当社は、当社の裁量により、理由を述べることなく、登録希望者の登録を拒否し、または、登録済の者でも競売の会場への入場を拒否することができる。
 - ④ 予め登録した者は競売の当日受付にて確認を受けなければならない。

(パドル)

第7条 当社は登録した者に対し、競売の日の当日、競売の会場の受付において、パドル(番号を記載した札)を交付する。

- ② パドルの番号は、競売人が買受けの申出をした者を特定するために用いられるものであり、競売人が買受けの申出をした者に対し、パドルを掲げて見やすくするよう求めたときは直ちにその指示に従わなければならない。
- ③ 買受けの申出をする者は、自らのパドルの番号を常時認識し、競売人が随時述べるパドル番号に注意を払わなければならない。
- ④ パドルの交付を受けた者は、パドルを紛失したときは直ちに競売の会場の当社係員に通知しなければならない。また、競売終了時または途中退場時にはパドルを当社に返還しなければならない。

(競売の方法)

第8条 競売は、当社が指定する競売人の主宰の下で、次項以下に定めるところにより、買受けの申出の額を競り上げさせることにより行う。なお、競売における買受けの申出の額は、当社の手数料及び手数料に対する消費税を含まない価額で行われるものとし、買受けの申出をする者は、売買成立の際は第12条の定めるところにより当社に対する手数料及び手数料に対する消費税をあわせて支払うべきことを予め承認する。

- ② 当社は、販売委託者の同意がある場合を除き、販売委託者名を公表せず、また第21条の規定により最低売却価格の設定がある場合、最低売却価格を公表しない。
- ③ 競売は、カタログに記載した商品の番号(ロット番号)の順に行われるが、当社は予め通知なく、予定した商品(ロット)の競売を撤回することがあり、または、同一の番号の複数の商品を分割して競売に付したり、複数の番号の商品を一括して競売に付すことがある。
- ④ 競売は競売人の裁量の下に行われるものとし、競りの第一声(オープニングビッド。発句)は競売人がその裁量により行い、競り上げの値巾も競売人がその裁量により決定する。(第21条に規定する最低売却価格の設定がある場合、競りの第一声はこれに拘束されず、最低売却価格を下回る額である場合もあり、上回る額である場合もある。)
- ⑤ 買受けの申出をする者は、予め当社に対し別の者の代理人または使者として買受けの申出をする旨通知し当社がその旨を承認した場合を除き、本人として買受けの申出をしたものとみなす。なお、複数の者が共同の名義により一買受けの申出をすることはできない。
- ⑥ 買受けの申出は、パドルを掲げること、ジェスチャー(身振り、手振り、顔つき等)等により行われる。買受けの申出をした者は、自らの買受けの申出が競売人に認識されていないと判断したときは直ちに競売人の注意をひくべき行動をしなければならない。
- ⑦ 買受けの申出は、買受けの申出人が競売の会場において直接行うほか、書面等及び電話により行うことができる。書面等及び電話による買受けの申出は第10条または第11条の規定に従い行われるものとする。
- ⑧ 当社は、第21条に規定する最低売却価格を守るため、最低売却価格を超えるまで、買受けの申出をするものとし、この買受けの申出の方法は競売人を通して行う方法その他当社の裁量による方法により行われる。

- ⑨ 競売人はあらゆる買い受けの申出に対し、理由を告げず、これを拒否する自由を有する。
- ⑩ 買い受けの申出をした者は、より高額な買い受けの申出（第8項の当社の買い受けの申出を含む。）があるまで、申出の額に拘束され、そのより高額な買い受けの申出があったとき当該買い受けの申出は失効する。但し、そのより高額な買い受けの申出が競売人に拒否される等して無効な場合は当該買い受けの申出は失効せず、申出の額の拘束は維持される。
- ⑪ 買い受けの申出は、前項に規定する場合のほか、競売人がこれを拒否したとき、最低売却価格に達せず競売が終了したときまたは競売人が再競売に付したときは効力を失う。
- ⑫ 競売人は、買い受けの申出の額のうち、競売人が認識し得た最高額のもの2回以上呼び上げた後ハンマーを打ち、ハンマーを打った時点でその最高額な買い受けの申出をした者を買い受け人として、当社との間で当該価額を売買代金とする売買契約が成立する。以下、以上により買い受け人と決定した者を「落札者」といい、当該価額を「落札価額」という。
- ⑬ 最高額な買い受けの申出をした者が、競売人がハンマーを打つ以前にその申出を翻した（撤回した）場合、競売人は、それにもかかわらず当該最高額な買い受けの申出をした者を買い受け人（落札者）として決定することができ、または、競売人の裁量により、次順位な買い受けの申出をした者を買い受け人（落札者）として決定することができる。
- ⑭ 競売に関する紛争、紛議は競売人がその裁量により裁定するものとし、関係者は全て競売人の裁定に従わなければならない。競売人は、紛争、紛議がある場合、その裁量により、買い受けの申出を拒否し、最高額買い受け人を決定し、競売を続行して新たな買い受けの申出を受け、または、当該商品に係る従前の買い受けの申出の全てを無効とし再競売に付すことができる。
- ⑮ 落札者が決定し、競売人が次の商品の競売に着手した後は何人も競売について異議を述べることができない。

（落札確認書）

- 第9条 落札者は、売買成立後直ちに、当社の求めに応じ、商品番号、落札価額を記載した落札確認書に商品番号、落札価額を確認のうえ、署名または記名押印しなければならない。落札者が法人の場合は法人名を記載したうえ、代理人または使者が署名または記名押印しなければならない。但し、売買は競売人がハンマーを打った時点で成立しており、落札確認書は記録のためのものである。
- ② 落札者が前項の署名または記名押印を直ちにしないときは、競売人は、その裁量により、その場で売買契約を解除し、当該商品を再競売に付すことができる。第18条第1項第4号の規定はこの場合に準用する。
- ③ 当社は落札者が落札確認書に署名または記名押印した後、作品引取書を落札者に交付する。落札者は商品引取りの際、当該作品引取書を当社に交付しなければならない。なお、作品引取書は免責証券にすぎず、それ以上の意味を持つものではない。以下、第10条及び第11条における作品引取書も同様である。

（書面等による買い受けの申出（オーダービッド））

- 第10条 買い受けの申出は、予め書面またはファックス（以下「書面等」という。）により行うことができる。
- ② 書面等による買い受けの申出は、競売の日の2営業日より前に、当社宛、住所、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）、商品番号、買い受けの申出の最高限度額（当社の手数料及び手数料に対する消費税を含まない額。以下同じ。）を明記し、かつ、署名または記名押印したうえ申し出るものとする。なお、買い受けの申出の最高限度額の記載のない申出は当然に無効とする。
- ③ 当社は、書面等による買い受けの申出人のため、買い受けの申出をするものとし、その方法は、競売人を通して行うほか当社の裁量による方法により行われる。
- ④ 書面等による買い受けの申出をした者は、その買い受けの申出の最高限度額が他の買い受けの申出の額の最高のもの及び最低売却価格の双方より高い場合に、他の買い受けの申出の額の最高のものまたは最低売却価格のいずれか高いものに競売人が適当と判断する値巾の金額を加えた価額を落札価額として、落札者となることができる。この場合、落札者の決定は、競売の会場における買い受けの申出の場合と同様に、競売の会場において競売人が最高額買い受け人

と定めハンマーを打つことにより売買契約が成立する。

- ⑤ 同一の商品に対し、同一の額を買い受けの申出の最高限度額とする複数の書面等による買い受けの申出があった場合は、先に当社に到着したものが優先する。なお、同時に到着した場合で前項により落札者となることのできる場合は、後日抽選により決定する。
- ⑥ 当社は、書面等による買い受けの申出に対し、理由を告げずこれを拒否することができる。当社の拒否の意思表示が書面等による買い受けの申出人に到達しなかった場合、当社はそのことによる責任は一切負わない。
- ⑦ 手違いその他の理由を問わず、書面等による買い受けの申出が競売において執行されなかった場合（第8条第3項の場合であって当社が当該書面等による買い受けの申出を執行しなかったときを含む。）、当社は、当社の重大な過失によるものである場合以外そのことに関し一切の責任を負わない。
- ⑧ 第5条に規定するカタログ記載の解説、説明が変更された場合、書面等による買い受けの申出は変更された解説、説明に従って行われたものとみなす。当社はできるだけ当該変更を通知する努力をするが、当該変更が予め書面等による買い受けの申出をした者に伝達されなかった場合そのことについて当社は一切の責任を負わない。
- ⑨ 書面等による買い受けの申出人が落札者となった場合、当社は速やかにその旨同人に通知し、落札者は、その通知があった後直ちに、商品番号、落札価額、住所、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）を明記した落札確認書を、商品番号、落札価額を確認したうえ、署名または記名押印して当社に交付しなければならない。但し、売買は競売人がハンマーを打った時点で成立しており、落札確認書は記録のためのものである。その後、当社は落札者に対し、作品引取書を交付する。落札者は商品引取りの際、作品引取書を当社に交付しなければならない。
- ⑩ 本条において、消費者契約法第8条ないし第10条に該当する場合には、本条に優先して消費者契約法の定めを本規約第28条に従い適用するものとする。

（電話による買い受けの申出）

- 第11条 買い受けの申出は、電話を通して行うことができる。
- ② 電話による買い受けの申出をしようとする者は、予め当社に申し込み、当社の指示に従わなければならない。この場合第10条第6項を準用する。
- ③ 電話による買い受けの申出をしたい旨の申し込みがあり、当社が承諾した場合でも、電話の取り次ぎの手違いその他の理由により、電話による買い受けの申出が競売において執行されなかった場合、当社は当社の故意または重大な過失によるものである場合以外そのことによる責任は一切負わない。
- ④ 電話による買い受けの申出人が落札者となったときは、落札者は直ちに、商品番号、落札価額、住所、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）を明記した落札確認書を、商品番号、落札価額を確認したうえ、署名または記名押印して当社に交付しなければならない。但し、売買は競売人がハンマーを打った時点で成立しており、落札確認書は記録のためのものである。その後、当社は落札者に対し、作品引取書を交付する。落札者は商品引取りの際、作品引取書を当社に交付しなければならない。
- ⑤ 本条において、消費者契約法第8条ないし第10条に該当する場合には、本条に優先して消費者契約法の定めを本規約第28条に従い適用するものとする。

第三章 落札者

（購入代金）

- 第12条 落札者は、当社に対し、売買代金（落札価額）のほかに、これに加えて、当社の手数料及び当社の手数料に対する消費税として、落札価額の13.2パーセント相当額（消費税を含む）の金員を支払わなければならない。以下、売買代金（落札価額）ならびに当社の手数料及び当社の手数料に対する消費税を「購入代金」という。

（購入代金の支払期限）

- 第13条 落札者は、当社に対し、購入代金全額を競売の日から10日以内（但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下この期間を「支払期間」という。なお、この期間内の各日は、当社の営業時間内に限る。以下同じ。）に、日本円により、

下記銀行口座に対する振込送金により（支払期間内に送金が到達することを要する。）支払わなければならない。

記

みずほ銀行 新橋支店 普通預金 No4161155
三井住友銀行 銀座支店 普通預金 No8612119
口座名 株式会社Top Lot カ) トップロット

(引渡し)

第14条 当社は、落札者が購入代金の支払いを完了した後、商品を落札者に引渡す。但し、落札者が購入代金のほかに、当社に対し履行期に達している他の債務（第16条第3項に規定する諸費用を含む。）を負担している場合は、購入代金及びその債務の全てを履行するまで、当社は商品の引渡しをしない。以下、購入代金及び履行期に達している当社に対する全ての債務を「購入代金等」という。

- ② 落札者が購入代金等を完済した後、支払期間内に商品を引き取らなければならない。
- ③ 商品の引渡しの場所は当社の定める保管場所とし、引取り費用は落札者の負担とし、当社は引渡し時点（当社が落札者、その代理人もしくは使者または運送業者に引渡しした時点を用いる。以下同じ。）以降の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損）について当社の故意または重大な過失によるものである場合以外一切の責任を負わない。落札者の求めにより、当社が運送業者を斡旋した場合、斡旋は全く当社の好意によるものであり、落札者は自ら保険を付すなどすべきものとし、当社は引渡し時点以降の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損）については運送業者選定の当非も含め当社の故意または重大な過失によるものである場合以外一切の責任を負わない。なお、落札者は自らの判断と責任、負担において、自らが適当と考える梱包をしなければならない。当社は引渡しの際梱包をすることがあるが、当社が好意により適当と考える梱包をするのみであり、当社の行った梱包について、当社は当社の故意または重大な過失によるものである場合以外一切その責任を負わない。
- ④ 落札者は、引取りに当たり、商品を検品することができ、落札者が現実的に検品したか否かを問わず、当社が商品を落札者（代理人、使者、運送業者を含む。）に引渡ししたときは、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、落札者は、当社に対し、引渡し時点以降は、商品違い及び引渡し時点以前の商品の毀損、汚損その他の契約不適合の主張ならびに商品違い、契約不適合を理由とする契約解除、その他一切の請求を当社に対してすることができない。但し、当社が誤って別の商品を引渡しした場合、その返還を求めることを妨げるものではない。
- ⑤ 落札者は商品の引取りに当たり、当社に対し作品引取書を交付しなければならない。当社が作品引取書の交付を受けた場合は、万一落札者以外の者が商品を引取るなどの事故があっても当社は当社の故意または重大な過失によるものである場合以外一切その責任を負わない。
- ⑥ 本条において、消費者契約法第8条ないし第10条に該当する場合には、本条に優先して消費者契約法の定めを本規約第28条に従い適用するものとする。

(危険負担及び所有権の移転)

第15条 落札者は売買成立の時（競売人が最高額買い受け人としてハンマーを打った時点）以降、商品の危険を負担する（当社の責に帰すべからざる事由による滅失、紛失、盗難、毀損、汚損は落札者の負担とする。）。

- ② 落札者が購入代金等の支払いを完了し、かつ、当社が商品を落札者に引渡すまでは商品の所有権は落札者に移転せず、落札者が購入代金等を完済した後、当社が商品を落札者に引渡しした時点で当該商品の所有権は落札者に移転する。

(諸費用)

第16条 落札者は支払期間内（支払期間終了以前に当社が引渡しをしたときは引渡しの時までに限る。）は、保管及び保険に要する費用を支払うことを要しないものとする。

- ② 落札者が支払期間内に商品の引取りができないときは、支払期間終了後引取りの時までの保管及び保険に要する費用を支払わなければならない。但し、保険を付すことは当社の義務ではない。
- ③ 落札者が負担すべき保管及び保険に要する費用を「諸費用」という。

(盗品、遺失物)

第17条 当社が落札者に商品の引渡しをする以前に、商品について、盗品、遺失物として真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合または法律の定めによる売買禁止物（所持の禁止を含む。）であることが判明した場合、当社は無催告で売買契約を解除することができる。この場合、当社は落札者から購入代金の支払いを受けているときはこれを無利息で返還するものとし、落札者は当社に対し、損害賠償その他の請求をすることができない。

- ② 警察本部長等が古物営業法第21条の規定により当社に対し保管を命じ、その保管の期間の終了日が競売の日の翌日から10日目を越えるときは、その保管の期間の終了まで当社は商品の引渡しをせず、第13条の適用に当たっては、第13条の「競売の日から10日以内」とあるのは「警察本部長等が保管を命じた期間の終了日から3日以内」と読み替えて適用するものとし、第14条、第16条及び第18条の適用に当たっては、同3条の「支払期間」を以上により読み替えた期間として適用する。なお、この理由により引渡しが遅滞しても当社はその遅滞に起因する結果について一切その責任を負わない。

(落札者の債務不履行)

第18条 落札者が支払期間内に購入代金等の全額を支払わないときは、次の各号の定めに従う。

- (1) 落札者は、支払期間終了日の翌日から購入代金等（諸費用を含む。）の支払済みに至るまで（第3号により契約が解除された場合は解除の日まで）、購入代金（消費税分を除く。）の未払残金について年18パーセント（消費者契約法が適用される場合には、年14.6パーセント）の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
 - (2) 支払期間終了後の商品の保管は、当社の裁量により、当社が適当と認めた方法で保管するものとし、落札者の引取り以前に商品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損した場合、当社は当社の故意または重大な過失によるものである場合以外、一切その責任を負わないものとし、落札者は購入代金等の支払いの義務を免れない。当社は、この間、当該商品に保険を付す義務を負わない。
 - (3) 当社が落札者に購入代金等の支払いを催告しても支払わない場合、当社は売買契約を解除することができる。但し、当社に登録または通知のあった落札者の住所に送付した催告状が受取人不在、不明で返送された場合、または、落札者が催告状の受取りを拒否した場合は、催告状が落札者に到達しなくても解除することができ、この場合、当社が当社に登録または通知のあった落札者の住所に解除通知を発送した時点で売買契約は解除されたものとみなすものとし、落札者は予めこれを承認する。
 - (4) 売買契約が前号により解除された場合、当社は商品を最低売却価格を設定することなく競売または任意契約により第三者に売却することができる。この場合、この競売または任意契約による売買代金ならびに第12条に定める当社の手数料及び当社の手数料に対する消費税相当額の合計額が購入代金を下回る場合は落札者は当社に対しその差額及びその差額に対する、この競売または任意契約の日から支払い済に至るまで年18パーセント（消費者契約法が適用される場合には、年14.6パーセント）の割合による遅延損害金を支払わなければならない。逆に上回った場合は、その差額について落札者には一切請求する権利はない。
 - (5) 売買契約が第3号により解除された場合であって、当社との協議の結果、販売委託者が商品の返却を希望した場合には、当社は、前号の定めによらずに、商品を販売委託者に返却することができる。この場合、落札者は、当社に対し、この競売により落札者が当社に支払うべき第12条に定める当社の手数料相当額及び当社の手数料相当額に対する、この競売の日から支払い済に至るまで年18パーセント（消費者契約法が適用される場合には、年14.6パーセント）の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- ② 本条において、消費者契約法第8条ないし第10条に該当する場合には、本条に優先して消費者契約法の定めを本規約第28条に従い適用するものとする。

(真蹟保証)

第19条 当社のカタログに商品の作者名が、留保なく、断定的に明記してある場合（作者について紛争があること、伝○○、推定○○作など推定であること、または、○○派、○○工房、○○スクールなど作者の特定ができないことが記載されている場合等を除く。）に、後

日その作者の作品でないことが判明し（但し、競売当時の学者、専門家の水準において一般にカタログ記載の作者の作品と認識されていた場合、競売当時に一般にカタログ記載の科学的検査方法もしくは非常に費用のかかる検査方法の実施によりカタログ記載の作者の作品でないことが判明した場合、または、商品を傷つけるなど通常は行われない検査方法もしくは破損等によりカタログ記載の作者の作品でないことが判明した場合を除く。）、当社がその事実を首肯することができるときは、次の各号の条件に該当する場合に限り、当社は落札者の請求により売買契約を解約し、購入代金の払い戻しをする。但し、当社は、購入代金の払い戻しをする以外に一切の義務はなく、利息、損害金、損害賠償等の支払いはしない。

- (1) 落札者が、競売の日から5年以内に（5年以内に限る。）、カタログ記載の作者の作品ではないことが当社において納得し得る証明を添えて、競売日、商品番号、落札価額を明記した書面により当社に対し請求した場合に限る。この請求をすることができる者は落札者（落札者の一般承継人及び特定承継人を除く。）に限るものとし、落札者のこの権利は第三者に譲渡することができず、また、担保に供することができない。
- (2) 落札者が商品がカタログ記載の作者の作品でないことを知った時から3ヶ月以内（消費者契約法が適用される場合には6ヶ月以内）に請求した場合に限る（知った時の証明を添えることを要する。）。
- (3) 落札者が商品の完全な所有権を有しており、当社に商品の完全な所有権を移転し、かつ、商品を競売当時の状態で当社に引き渡した場合に限る。

第四章 販売委託

(販売委託)

第20条 当社に当社の名で競売により商品を販売することを委託しようとする者は、本規約及び当社が別に定める販売委託に関する約定に従い、販売の委託を申し込むものとする。

- ② 販売委託者は当社に対し、販売委託に係る商品について完全な所有権を有することまたは完全な所有権に基づき販売委託をすることができる権限を有することを保証する。

(最低売却価格)

第21条 販売委託者は最低売却価格（リザーブ）を設定することができる。但し、この価格は日本円によるものとする。

- ② 当社は、最低売却価格が設定された場合は、最低売却価格を下回る価額で商品を売却しない。
- ③ 一旦設定された最低売却価格は当社の同意のない限り変更することができない。

(氏名の不公表)

第22条 当社は、販売委託者の同意のない限り、競売またはカタログにおいて販売委託者の名前を公表しないものとする。

第五章 雑則

(規約の変更)

第23条 当社は本規約を変更することができるものとし、この変更は、競売人が競売の日における最初の商品の競売に着手する直前に本規約を変更する旨を口頭で述べることによって行い、その変更はその時から効力を発する。

(債権の譲渡等の禁止)

第24条 本規約に基づく当社に対する権利、地位は、譲渡することができず、及び担保に供することはできない。

(責任の範囲)

第25条 当社は、本規約に当社が責任を負わないことが定められている場合は、いかなる理由があっても、損害賠償の義務を負わない。

- ② 当社は、損害が天災、地変、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、暴動、核燃料物質、放射能汚染に起因する場合は、一切の損害賠償の義務を負わない。
- ③ 当社が落札者に対し商品の保管の義務を負う場合であって前各項に規定する場合以外の場合に、当社の軽微な過失により、商品が滅

失、紛失、盗難、毀損、汚損した場合は落札者との関係においては次の規定に従う。

- (1) 商品が滅失、紛失、盗難及び重大な毀損、汚損をした場合は、当社と落札者との間の売買契約は当然に解除され、落札者は購入代金の支払を免れ、当社は購入代金を既に受領している場合はこれを無利息で返還する。
 - (2) 商品が重大でない毀損、汚損をした場合、当社は落札者に対し、売買価格（落札価額）に対する毀損、汚損にみあう損害額の割合の分だけ売買代金を減額するものとする。
 - (3) 毀損、汚損については、落札者が立証責任を負う。
 - (4) 当社は、額縁、アクリル板（ガラス）、箱及びケース等の付属物については、当社の故意または重大な過失によるものである場合以外、一切の保管の責任を負わず、滅失、紛失、盗難、毀損、汚損の責任を負わない。
 - (5) 本項により、当社が支払う損害賠償の額は、当社が損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき支払われる保険金をもってこれに充てる。
- ④ 当社は、前各項に規定する場合以外の場合については、故意または重大な過失がある場合以外は、一切損害賠償の責に任せず、故意または重大な過失がある場合においても損害賠償の範囲は通常の損害のほか故意または重大な過失があった時点において予見すべきであった事情により生じた損害賠償の範囲に限られる。

(資格制限)

第26条 当社は、以下の事由に該当する者に対して一切の取引に応じないものとし、また、以下の事由に該当する者であると判明した時点で以降は、一切の取引を行わない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ及び政治活動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、マネーロンダリング等の行為を目的とする者、違法・不当な方法、暴力的威力、詐欺的手法を駆使して資金獲得活動を行う者及び勢力またはその関係者（以下、これらを「反社会的勢力等」という。）
 - (2) 反社会的勢力等を同伴してオークションに参加する者または紹介により反社会的勢力等をオークションに参加させようとする者
 - (3) 役員のうち反社会的勢力等に属する者がいる法人または反社会的勢力等が経営を支配しまたは経営に実質的に関与していると認められる法人
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる者
 - (5) 反社会的勢力等を不当に利用していると認められる者
 - (6) 当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる者
 - (7) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為等をする者
 - (8) オークション規約等当社の定める規定に従わない者
- ② 当社は、前項各号に掲げる他これらに類するやむを得ない事由があると判断した場合には、当該事由に該当する者との取引を中止することができ、以後の取引を拒否することができる。

(準拠法)

第27条 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法により解釈されるものとし、本規約に定めがないことについては日本法によるものとする。

(消費者契約法)

第28条 本規約と消費者契約法の間では、消費者契約法が優先する。本規約の運用上、消費者契約法の適用が認められる場合には、当社は、民法その他の法令に従い本規約を読み替えて適用するものとする。

(合意管轄)

第29条 本規約に関する紛争は全て、日本国の東京地方裁判所及び東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

(ライブビッドによる買い受けの申出に関する特約)

買い受けの申出は、当社所定のインターネットシステム（以下「ライブビッド」という。）により行うことができる。

- ② ライブビッドによる買い受けの申出をしようとする者は、競売の日の2営業日より前に、当社に登録しなければならない。当社は、当社の裁量により、理由を述べることなく、登録希望者の登録を拒否することができる。
- ③ 前項の登録を受けた者は、ライブビッドによる買い受けの申出を行うためのID及びパスワードを設定することができる。但し、ライブビッドによる買い受けの申出をしようとする者は、当社によるID及びパスワードの承認手続きには相当の時間を要することを予め承し、また、当社が、当社の裁量により、理由を述べることなく、設定されたID及びパスワードの承認を拒否することができることを予め承する。なお、当社はID及びパスワードの承認遅延に起因する損害等について、そのことによる責任は一切負わない。
- ④ 当社は、ライブビッドによる買い受けの申出に対し、理由を告げずこれを拒否することができる。当社の拒否の意思表示がライブビッドによる買い受けの申出人に到達しなかった場合、当社はそのことによる責任は一切負わない。
- ⑤ ライブビッドによる買い受けの申出人または当社の使用する機器、システム、通信回線等の不備、不調、不具合、送受信するデータの不正アクセス及び改変、手違いその他の理由を問わず、ライブビッドによる買い受けの申出が競売において執行されなかった場合（第8条第3項の場合であって当社が当該ライブビッドによる買い受けの申出を執行しなかったときを含む。）、当社はそのことによる責任は一切負わない。
- ⑥ 第5条に規定するカタログ記載の解説、説明が変更された場合、ライブビッドによる買い受けの申出は変更された解説、説明に従って行われたものとみなす。当社はできるだけ当該変更を通知する努力をするが、当該変更が予めライブビッドによる買い受けの申出をした者に伝達されなかった場合、当社はそのことによる責任は一切負わない。
- ⑦ ライブビッドによる買い受けの申出を行ったことにより、ライブビッドによる買い受けの申出人の使用する機器、システム、通信回線等の不備、不調、不具合、送受信するデータの不正アクセス及び改変等が生じた場合、当社はそのことによる責任は一切負わない。
- ⑧ ライブビッドによる買い受けの申出人が、ID及びパスワード等を紛失し、またはID及びパスワード等が第三者に漏えいするなどして、本人ではない者からの買い受けの申し出が為されるなど、当該ID及びパスワード等が第三者により不正に利用された場合、当社との関係では、本人が買い受けの申し出をしたものとみなす。
- ⑨ ライブビッドによる買い受けの申出人が落札者となったときは、落札者は直ちに、商品番号、落札価額、住所、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）を明記した落札確認書を、商品番号、落札価額を確認したうえ、署名または記名押印して当社に交付しなければならない。但し、売買は競売人がハンマーを打った時点で成立しており、落札確認書はその記録のためのものである。

Léonard Foujita

© Fondation Foujita / ADAGP, Paris & JASPAR, Tokyo, 2021 E4364

Bernard Buffet

© ADAGP, Paris & JASPAR, Tokyo, 2021 E4364

落札商品配送指示書

※ご記入の上、必ずご提出ください

ご落札いただいた場合の商品のお送り先をご指示ください。
ご希望のお送り先と配送日時に を入れてください。



書面買受申出書（表面）に記載の住所

その他 下記指定住所

氏名	電話番号
住所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

【注意事項】

※ 商品のご配送はご入金確認後に手配いたします。

※ 書類に不備がある場合、ご配送を承りかねることがあります。何とぞご了承ください。

上記記載に相違ございません。オークション規約に基づき、上記記載の商品配送に関する一切の責任、及び危険は全て当方で負担いたします。

ご署名



落札商品配送指示書

※ご記入の上、必ずご提出ください

ご落札いただいた場合の商品のお送り先をご指示ください。
ご希望のお送り先と配送日時に を入れてください。



書面買受申出書（表面）に記載の住所

その他 下記指定住所

氏名	電話番号
住所 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	

【注意事項】

※ 商品のご配送はご入金確認後に手配いたします。

※ 書類に不備がある場合、ご配送を承りかねることがあります。何とぞご了承ください。

上記記載に相違ございません。オークション規約に基づき、上記記載の商品配送に関する一切の責任、及び危険は全て当方で負担いたします。

ご署名



特別国際種事業者
(象牙製品等を取り扱う事業者)

登録番号	第02232号
氏名又は名称	株式会社Top Lot
住所	東京都中央区銀座八丁目15番15号 銀座原ビル8階
代表者の氏名	中川 健治
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	2026年2月17日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

